

令和8年5月1日発行

5月号  
Vol. 174

# 鳩ヶ谷公民館だより



★ 今月の休館日 ★	
7日(木)	11日(月)
18日(月)	25日(月)

川口市立鳩ヶ谷公民館 川口市坂下町3-2-2 ☎048-285-1688  
ホームページ★<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/04010/020/8/29/index.html>  
編集・発行 鳩ヶ谷公民館長



## 鳩ヶ谷公民館ご利用の団体の皆様へ

鳩ヶ谷公民館が、開所して3年が経ちました。  
新しくご利用になる団体の申し込みも多数あり、とても活気に溢れています。  
各団体の紹介やメンバーの募集等、公民館の掲示板に掲示させていただいてお  
りますが毎月発行している「公民館だより」に掲載を希望される団体は、以下の項目  
をお読みになり、申し込みをしてください。

- ・大きさ・・・最大A5サイズまで  
(こちらの記事の大きさです。)
- ・データではなく紙原稿をお願いします。
- ・希望される団体が多い場合、翌月掲載とならない場合があります。
- ・締切・・・毎月10日まで



「英会話」



「ヨガ」



「フラダンス」

## おやこの遊びひろば

☆お友達がほしい ☆お話ししたい ☆聞いてほしい

概ね3歳までのお子さんと保護者を対象に、遊びの広場として、子育て相談、情報交換の場を提供します。  
毎回、専門の保育士がお待ちしております。



- 会 場 鳩ヶ谷公民館 2階 日本間
- 開催日時 金曜日 9:00~12:00
- 問合せ 子育て支援課 ☎048-258-1112

参加費無料、時間内出入り自由です。

5月	1日	8日	15日	22日	29日
6月	5日	12日	19日	26日	

### 鳩ヶ谷公民館地区レクリエーション協会からのお知らせ

- ◎ 5月の活動（お問い合わせは、各自治会のレクリエーション委員までお願いします。）
  - ◆ 5月10日（日） 鳩ヶ谷公民館地区「ディスコン・ポッチャ」大会  
会場 鳩ヶ谷スポーツセンター
  - ◆ 5月17日（日） 鳩ヶ谷公民館地区「ソフトボール」大会  
会場 鳩ヶ谷中学校校庭
  - ◆ 5月24日（日） 鳩ヶ谷地区連合町会杯「ディスコン・ポッチャ」大会  
会場 鳩ヶ谷スポーツセンター

### 昨年の大会の様子



「ソフトボール」



「ディスコン」



「ポッチャ」

鳩ヶ谷ウクレレクラブ主催

## 歌って、踊って、ワイ、＼、わーい！2026

3月29日（日）鳩ヶ谷公民館ホールで、鳩ヶ谷ウクレレクラブ主催の催しが行われました。

鳩ヶ谷公民館を利用している団体、近隣で活動している皆さん、出演者、観客総勢120名の方々が、歌って、踊って楽しいひと時を過ごしました。



「満員のお客さま」



「ご来賓の船津市議よりご挨拶頂きました」



「鳩ヶ谷ウクレレクラブ」



「フラ・モキハナ」



「鳩ヶ谷女声コーラス」



「釣り竿音頭保存会」

令和8年4月1日から自転車の交通違反に対して「青切符（交通反則通告制度）」が導入されました。

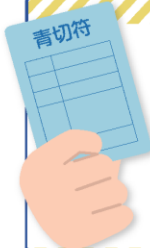
## 自転車の指導取締りの基本的な考え方

自転車の交通違反を認知した場合、**基本的には、現場での「指導警告」を行います。**ただし、交通事故の原因となったり、歩行者や他の車両にとって危険・迷惑となったりするような、「**悪質・危険な違反**」であったときは、**取締りを行います。**

指導取締りの基本的な考え方は、青切符導入後も変わりません。



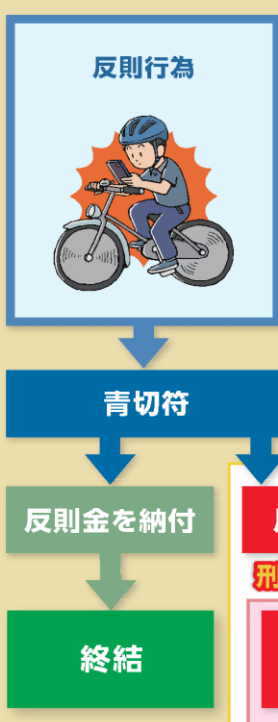
### 交通反則通告制度とは



「反則行為<sup>\*1</sup>」をした16歳以上の運転者が取締りを受けると、青切符（反則行為となるべき事実の要旨等が記載された書面）が交付され、定額の反則金の納付が通告されます。通告を受けた者が反則金を納付したときは、刑事手続へ移行せず、起訴されない（いわゆる「前科」もつかない）制度をいいます。

※1 反則行為：道路交通法の違反行為のうち、信号無視や指定場所一時不停止等といった、警察官が実際に見て、明らかに違反行為を行ったと判断できるものとして定められたもの

#### 交通反則通告制度



#### 刑事手続



#### 反則行為と反則金の一例

<b>12,000円</b>
●携帯電話使用等(保持)
<b>7,000円</b>
●遮断踏切立入り
<b>6,000円</b>
●信号無視 ●安全運転義務違反
●通行区分違反(逆走、歩道通行等)
●横断歩行者等妨害等
<b>5,000円</b>
●指定場所一時不停止等
●無灯火 ●自転車制動装置不良
<b>3,000円</b>
●並進禁止違反
●軽車両乗車積載制限違反(二人乗り等)

#### 自転車運転者講習とは

自転車の運転に関し、道路における交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反行為（**危険行為**）を反復して行った者に対して、公安委員会が、交通の危険を防止するための講習の受講を命じる制度をいいます。

受講の命令に従わなかった者は、5万円以下の罰金に処せられます。

**危険行為** 信号無視、指定場所一時不停止等、携帯電話使用等、通行区分違反等